

# 農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部改正について

平成25年12月  
経 営 局  
水 産 庁

## 1 改正の趣旨

- ( 1 ) 退職給付に関する会計基準の改正に伴うもの  
企業会計基準委員会による「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号。以下「会計基準」という。)の改正を踏まえ、農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号。以下「農協法施行規則」という。)及び水産業協同組合法施行規則(平成20年農林水産省令第10号。以下「水協法施行規則」という。)の一部を改正する。
- ( 2 ) 介護共済の開始に伴うもの  
農業協同組合の行う共済事業に介護共済を追加したことに伴い、農協法施行規則の一部を改正する。

## 2 改正の概要

- ( 1 ) 会計基準の改正に伴うもの(農協法施行規則及び水協法施行規則関係)  
貸借対照表の勘定科目に「前払年金費用」を追加する。  
連結貸借対照表の勘定科目に「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る調整累計額」を追加するとともに、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に改正する。  
退職給付に係る注記について、会計基準の改正に合わせて記載事項を改正する。
- ( 2 ) 介護共済の開始に伴うもの(農協法施行規則関係)  
附属明細書の事業別の明細に「介護共済」を追加する。

## 3 スケジュール等(予定)

1月下旬 公布・施行

なお、改正後の規定は、平成26年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については従前の例による。